

## 『年報政治学』の著作権に関する規程

### 1. 目的

この規程は、『年報政治学』（以下『年報』という。）に掲載されるすべての論文・書評・学界展望・その他の記事（以下「論文等」という。）の著作権について必要な事項を定める。

### 2. 著作権

この規程にいう著作権は、以下を含むものとする。

- 一、論文等を複製する権利
- 二、論文等について、公衆送信（送信可能化を含む。）を行う権利

### 3. 著作権の委譲

論文等の著作権は、著作権法第 61 条により、執筆者が日本政治学会に委譲するものとする。

### 4. 論文等の転載

論文等の執筆者が当該論文等の転載を行う場合には、必ず事前に文書で本学会事務局と出版社に連絡するものとし、転載は、当該『年報』刊行後 1 年以上経過した後に行うものとする。

### 5. 論文等の電子化

論文等は、原則として、刊行されてから 3 年を経過した適切な時期に、電子ファイルとして複製され、公衆送信されるものとする。

### 6. 他者の著作権侵害の禁止

執筆者は、論文等の執筆に際し、他者の著作物を引用するときは出典を明記し、他者の著作権の侵害、名誉毀損の問題を生じさせてはならない。

他者の著作権を侵害したことに伴う一切の責任は、執筆者本人が負うものとする。

### 7. 遡及効

この規程は、2015 年 6 月以前に刊行された『年報』の論文等にも適用するものとする。

### 8. 改廃

この規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

### 附則

この規程は、2015 年 7 月 1 日より施行する。

(2015 年 6 月 6 日制定)